



2022年4月28日

各 位

会社名 株式会社エンプラス
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 横田 大輔
(コード番号 6961 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼経営執行役員コーポレート本部長
藤田 慈也
(TEL. 048-253-3131)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、既に当社第54回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、報酬として総額60百万円を上限としてストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案（以下、「本議案」といいます。）を、2022年6月27日開催予定の当社第61回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、対象取締役に対してストックオプションを付与することとしたものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の上限

本議案承認の日から1年以内の日に対象取締役に対して発行する新株予約権の数は200個以内とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げるものとする。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てにかかる取締役会決議の日後3年を経過した日から当該決議の日後5年を経過する日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた対象取締役は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了に

よる退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 対象取締役が権利行使をする前に、以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ② 対象取締役が、(5) ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合もしくは死亡した場合、及び新株予約権者がその保有する新株予約権の放棄を申し出た場合、当社はその保有する新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ③ 対象取締役が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記（1）から（7）までの事項におけるその他の事項を含む。）については、本議案が承認可決されることを条件に当社取締役会の決議によって定めるものとする。

(9) 対象取締役に対して当該新株予約権を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、対象取締役に対して新株予約権を付与するものであります。

(ご参考)

本議案の承認可決を条件として、当社は上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても付与する予定です。発行する新株予約権の数は対象取締役に付与する分と合わせて 3,000 個以内、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、300,000 株以内を予定しております。

以上